

振動に関する基準値のある指定建設作業（特定建設作業に当るものを除く）	
指定建設作業の種類	中野区内の基準値 （建設作業が行われている敷地境界線において）
圧入式くい打機、油圧式くい抜機を使用する作業又は穿孔機を使用するくい打設作業	70 デシベル
ブレーカー以外のさく岩機を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）	70 デシベル
ブルドーザー、パワーショベル、バックホー、その他これらに類する掘削機械を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）	70 デシベル
空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る）を使用する作業 （さく岩機の動力として使用する作業を除く）	65 デシベル
振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）	70 デシベル
動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く）	75 デシベル